



2014.11.25発行

No. 1

自治労道本部女性部闘争委員会

衆院解散

12/2公示 12/14投票

女性の力を結集させて、 安倍政権の暴走を阻止！

11月21日、安倍首相は衆議院を解散し、総選挙が実施されることとなりました。歴史的な大勝で発足した安倍政権は、国民生活に重大な影響を与える政策課題について、国民の声を傾けることなく、労働者派遣法などの労働法制改悪、原発再稼働、秘密保護法制定、憲法解釈による集団的自衛権の行使容認の閣議決定などを進めてきました。そして、「アベノミクス」の地方への波及効果に疑問を持たれると、地域創生や女性の活躍など耳触りの良い政策をスローガンとして掲げましたが、「地域創生」は単なるバラマキ、「女性の活躍推進」は経済成長戦略の視点のみに基づくといった、いずれも問題の本質に目を向けた政策ではありません。



今回の選挙で、再び自民党に大勝を許せば、労働法制改悪、集団的自衛権の行使容認の法制化や平和憲法を破壊する行動に突き進むことは明白です。安倍政権の暴走に歯止めをかけ、公正な社会、格差の縮小、原発と再生可能エネルギーの利用促進、平和な社会をつくるため、女性部組織一丸となつて選挙戦に勝利しなくてはなりません。組織内推薦候補の完勝と自治労北海道本部推薦候補予定者全員の当選をめざして、基本組織、青年部とともにたたかきましょう！

インターネットを使った選挙運動

①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画継ぎサイト等）を利用した選挙運動ができます。しかし、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。

②候補者・政客等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができません。

(注) 選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得せざるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

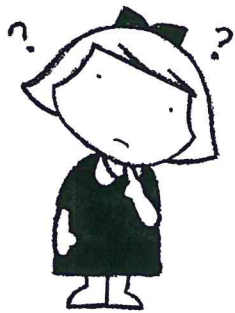
選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。未成年者等は選挙運動をすることができません。

(総務省資料より)

自治労北海道本部は以下の候補予定者の推薦を決定しました

第1区	横路 孝弘 (よこみち たかひろ)	第7区	鈴木 貴子 (すずき たかこ)
第2区	池田 真紀 (いけだ まき)	第8区	逢坂 誠二 (おおさか せいじ)
第3区	荒井 聡 (あらい さとし)	第9区	山岡 達丸 (やまおか たつまる)
第4区	鉢呂 吉雄 (はちろ よしお)	第11区	三津 丈夫 (みつ たけお)
第5区	勝部 賢志 (かつべ けんじ)	第12区	水上 美華 (みずかみ みか)
第6区	佐々木隆博 (ささき たかひろ)		

※太字は自治労組織内・協力候補予定者



ところで…

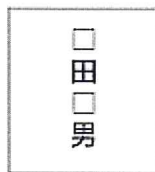
衆議院議員選挙の『投票方法』 おぼえていますか？

参考に前回 2013 年の衆議院選挙の投票方法の解説図を掲載します↓

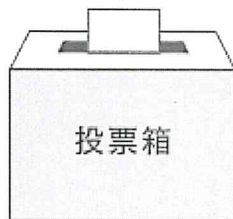
衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。
また最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。3つとも同じ投票所で投票します。

小選挙区選挙

全国300の選挙区ごとに行われ、
有権者は「候補者名」を書いて
投票します。



投票

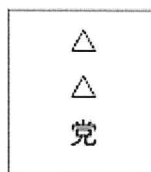


結果

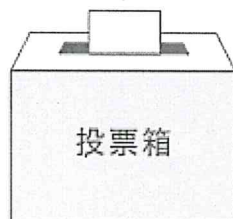
得票数の最も多い候補者が
当選人となります。

比例代表選挙

全国11の選挙区(ブロック)ごと
に行われ、有権者は「政党名」を書いて
投票します。



投票



結果

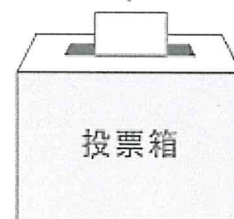
政党の総投票率に基づいて
ドント式により、各政党の
当選人の数が決まります。

最高裁判所裁判官国民審査

裁判官毎に行われ、
有権者は辞めさせたい意思があれば、
X印を、なければ何も書かずに
投票します。



投票



結果

罷免可が罷免不可の票数を
超えた場合、その裁判官は
罷免されます。

全道の女性組合員のみなさんへ

道本部女性部は、道本部女性部幹事会を闘争委員会と
位置付け、女性の声を国政に反映するため、
「とうそう委員会 NEWS」を発行し、
取り組みを行います。

未来をつくる
あなたの一票大切に

